

中国からの移住先としてのトンガ王国

北原 卓也

はじめに

トンガ王国は、南太平洋のポリネシアに位置する島国の1つである。領土である172の島々のうち4分の1ほどが有人島であり、それらはトンガタブ、ババウ、ハアパイ、ニウアスの4つのグループに大きく区分されている。

2016年の人口センサスによれば、人口は10万651人で、その約75%が首都ヌクアロファを擁するトンガタブ島に居住している (Tonga Statistics Department 2018)。こうした都市部への人口の偏りは、教育機関、インフラ、雇用といったものが限られる離島に住む人びとが進学のタイミングや仕事を求めてトンガタブ島へ一時的にまたは恒常的に移住するといった背景による。

さらに、トンガは移民を多く送り出している国であり、国外には本国を大きく上回る数のトンガ移民が生活している。こうした状況はポリネシア各国ではよくみられ、注目もされてきており、トンガ移民に特化した報告もまとめられている (Taufatofua 2011; Small and Dixon 2004)。一方、「移民を受け入れる側」としてのトンガの姿は、これまでさほど注目されてこなかった。しかし、トンガは少ないながらも各国からの移住者を受け入れており、そのなかでも近年増加傾向にあるのが中国からの移民である。トンガでは、中国政府による多岐にわたる援助の増加や中国系企業の事業拡大によって中国の影響力や存在感が増しており、それに比例するように中国系移民も増加しているが、彼らに焦点を当てたまとまった報告はなされていない。

本章では、中国からトンガへの移住者に焦点を当て、彼らの生活や移住の動機、受け入れ側であるトンガの人びとの反応などをまとめ、移民受入国としてのトンガ王国の姿の一端を描くことを目的としたい。

1 トンガ王国と移民

1-1. 移民を送り出す国としてのトンガ王国

トンガをはじめとする太平洋島嶼国では、多くの移民を継続的に国外に送り出している。離島から都市部への国内移民と同様、国外に出ていく人びとのおもな動機は、教育と求職である。島嶼国は人口の少なさに加えて、国土が小さく狭いという狭小性、島々が海に隔たれているという隔絶性、国際市場から遠いという遠隔性によって国内の経済発展の難しさが指摘される。パプアニューギニアの天然ガスなどのような鉱物資源がないかぎり、島嶼国の経済規模は国際舞台ではまったく太刀打ちできる水準にない。トンガの2019年の実質GDPは5億1235万米ドルであり、オセアニア最大の大国オーストラリアの1兆3919億5251万米ドルや隣国ニュージーランドの2128億9105万米ドルと比較してみると、その経済規模の小ささは際立つ（World Bank [a]）。こうした経済的な小規模性は満足な雇用を生み出せず、海外に稼ぎのよい仕事を求めて島嶼国からオーストラリア、ニュージーランド、アメリカ合衆国などへ移住を決める人びとは後を絶たない。

また、生活用品の大部分を輸入に頼る島嶼国は慢性的な貿易赤字となっているが、これを補っているのが海外移住者から母国への送金である。生活用品の購入だけでなく、教育費や光熱費、所属するキリスト教教会への寄付など、トンガでは現金が必要となる場面は少なくなく、十分な現金収入が得られない人びとの生活は、その親族である海外移住者からの送金によって支えられている。トンガ政府の発表によると、2018/19年度の名目GDPは10億8630万パアンガ¹⁾（約540億円）であるのに対し、海外からの送金受領額は3億4660万パアンガ（約172億円）と実に名目GDP全体の約32%にも及んでいる。この送金額は国内経済に大きく

1) 1トンガパアンガ（TOP）=49.67円（2021年12月11日付レート）。

影響を及ぼすため、政府にとっても大きな関心事であり、各国からの経済支援と合わせて政府予算案のなかでも、その増減について言及されている (Government of Tonga 2020c)。

このように、多くの移民を送り出し (Migration)、家計のレベルではその移民からの送金を受け (Remittance)、国家レベルでは諸外国からの経済援助 (Aid) を財源として官僚制度 (Bureaucracy) を通じて分配するという形で成り立つ太平洋島嶼国の経済モデルを、ワターズ (R.F.Watters) とパートラム (I.G.Bertram) はその特徴の頭文字をとってMIRAB経済と呼んだ (Bertram and Watters 1985)。ワターズらが例示したクック諸島、ニウエ、トケラウ、ツバル、キリバスの5カ国だけでなく、とくにポリネシアとマイクロネシアに属する国々は、この経済モデルで説明される。トンガもこの経済モデルに該当するため、MIRAB経済の典型例としてしばしば取り上げられる。

トンガからの移民の多さは、人口の推移からも推察することができる。先にも述べたように、トンガの人口は約10万人で、この数は1970年台に約9万人に達して以降さほど増加していない。年間の出生数に目を向けると、約3000人が生まれている一方 (ユニセフ 2020)、1000人当たりの粗死亡率は7.1であるので (World Bank [b]), 10万人を基準として単純計算しても年間2000人程度は増加するはずである。しかし、人口は増えずにほぼ一定を保っているということは、増加分に当たる人数が国外に出て行ったと考えることができる。

トンガからのおもな移住先は、ニュージーランド、オーストラリア、アメリカ合衆国で、その他ヨーロッパやアジア地域にもわずかながら同国からの移民が居住している²⁾。たとえば、ニュージーランドにはトンガ移民が8万2389人住んでいるが (Stats NZ 2018)、ニュージーランドは英語圏であるということに加えて、太平洋島嶼国民に対して年に一度抽選で無期限の居住者ビザを発給しており、トンガは年間250人の枠が割り当てられていることも移住に拍車をかけている。ま

2) 日本には2021年6月時点で154人のトンガ人が在留外国人として登録されている。トンガから日本に移住する人びとの特徴として、その大部分がラグビー関係者で占められていることが挙げられ、彼らのなかには少なからず日本に帰化した人びとが含まれる。帰化する前の国籍に関する統計資料は公開されていないため、人数を把握することはできないが、現在の国籍にとらわれず「トンガ出身者」とした場合には、彼らも人数に加える必要があるものの、その合計は200~300人の域を出ないと推察される。

表5-1 トンガからの認証季節雇用者スキーム利用者の推移

年度	2007/08	2008/09	2009/10	2010/11	2011/12	2012/13	2013/14
トンガ	805人	1,355人	1,142人	1,411人	1,398人	1,573人	1,538人
全体	4,486人	6,821人	6,216人	7,091人	7,009人	7,456人	7,855人

(続き)

年度	2014/15	2015/16	2016/17	2017/18	2018/19	2019/20
トンガ	1,563人	1,687人	1,822人	1,899人	2,037人	1,807人
全体	8,483人	9,278人	10,437人	11,078人	12,581人	11,152人

(出所) ニュージーランド政府の統計資料 “Recognised Seasonal Employers (RSE) Arrivals” (New Zealand Immigration 2021b) より筆者抜粋。

た、すでに多くの親族や同郷出身者が移民として居住しているため、そうしたネットワークを頼りに連鎖的に移住しやすくなっているという側面もある。

ニュージーランドやオーストラリアは永住や長期だけでなく、短期でも移民を受け入れている。いわゆる季節労働の出稼ぎ移民がこれに当たる。ニュージーランドやオーストラリア政府は国内での労働力確保のための政策として、太平洋島嶼国民に対して特定職種での短期就労のためのビザを発給している。たとえばニュージーランドで2007年に導入された「認証季節雇用者スキーム」(Recognised Seasonal Employer Scheme) は、おもに果実の収穫期に合わせて、太平洋島嶼国民の雇用を政府がサポートしている。最長でも7カ月間という短期間でまとまった収入を得られる機会を提供するこの制度は、トンガをはじめとする対象国で好意的に受け止められている。利用希望者の増加に伴い、導入当初に設けられた5000人の上限は年々拡大され、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の状況下においても減ることなく、2020～2021年にかけては1万4400人で実施されている (New Zealand Immigration 2021a)。上限枠の拡大に比例して、トンガからこの制度を利用してニュージーランドへ出稼ぎに出向く数は増加傾向にあり、直近の統計では2019/20年度には1807人が渡航している (表5-1)。トンガ国内で職があっても、条件によっては季節労働の方が稼ぐことができる場合には、休職や退職をしてこのプログラムに参加することもある。

このように、トンガは長期および短期の移民を国外に送り出していて、この移民たちの国外での経済活動による収入によって、トンガ国内の経済が支えられているという構造になっている。

1-2. トンガにおける移民の受け入れ状況

移民を送り出す側のイメージが強いトンガであるが、移民を受け入れる側としての顔も持っている。歴史的にみても1900年から続いたイギリスの保護領下においてはイギリス、ドイツなどからの移民がトンガに来た。また、1920年代には、日本からの移民も現地で経済的な成功を収めている（葉室・青柳・北原 2016）。近年、中国からの移民の存在感は太平洋島嶼地域で非常に高まっており、トンガにおいてもその傾向は例外ではない。また、急激に増加する中国からの移民の影に隠れているが、島嶼国間での移動や近隣のニュージーランドやオーストラリア、さらにアメリカやヨーロッパからの移民もみられる。本項ではトンガの移民の受け入れ状況について、2016年実施の人口センサス（Tonga Statistics Department 2018; 2019）を参照し、国際移民に関するデータをみていく。

この人口センサスでは、国際移民の定義として「時間軸」と「意志」を重要視している。国外から入国した人びとであることが前提であるが、そのなかでも短期滞在の場合は訪問者としてカテゴライズされ、雇用、教育といった目的のもとに「恒常的・長期的に」そこに居住する「意志」を有することが国際移民の条件となっている。その判断のために、①調査までの直近1年のおもな居住地、②調査までの直近5年のおもな居住地、③出生地、の3点の情報を収集している（Tonga Statistics Department 2019, 21）。注意すべきは、トンガ国籍に加えてその他の国籍を保持している場合、調査直近1年または5年のおもな居住地が外国、もしくは国外で出生した場合、統計上は移民としてカウントされる点である。つまり、国外でトンガ国籍をもつ移民（もしくはその第2世代、第3世代）として生活していたものの、老後はトンガでゆっくりと過ごしたいというような理由で母国に帰国した人びとは、元々トンガ人であっても統計上は「移民」として認識されるということである。また、日本のように重国籍を認めない国に帰化してからトンガに帰国した場合も、同様に「移民」として扱われることになる。こうした統計上の数値は、調査時の瞬間を一定の条件のもとに捉えたものであり、実際の国籍や本人が自身を移民と認識しているかといったアイデンティティとは乖離している可能性を否定できない。本章で注目する中国系移民のような、中国で生まれてトンガに移民として入国するといったわかりやすい移民の形だけでなく、トンガ国籍をもつ「グレーな移民」が含まれていることは念頭におきつつセンサスの数値を

みる必要がある。

表5-2は調査時までの1年（2015年）に海外を拠点にしていた経験のある居住者の数と、前回（2011年実施）から今回の調査時までの5年に海外を拠点にしていた経験のある居住者の数を示している。全国民の2%弱に当たる1752人が直近まで海外居住者であり、3%弱に当たる2669人が過去5年の海外居住経験者となっている。過去5年の海外居住経験者数が、単純計算で直近1年の海外居住経験者数の約5倍とはならず、両者にさほど開きがないのはこの調査年に限ったことではない。2011年実施の人口センサスの同項目をみても、直近1年の海外居住経験者が2695人でその調査前5年間の海外居住経験者が3806人となっている（Tonga Statistics Department 2014, 27）。これは、トンガに移民として入国後5年以内に再び他国へ移民として出国しているため、その累計が抑えられていると推察される。言い換えると、トンガに居住している「移民」が5年後もそのま

表5-2 調査前の海外居住経験者数

調査時居住地域	調査前過去1年(2015年)の 海外居住者数	調査前過去5年(2011年から2015年)の 海外居住者数
トンガタブ	1,455	2,303
ババウ	179	227
ハアパイ	56	69
エウア	58	61
ニウアス	4	9
合計	1,752	2,669

(出所) *Tonga 2016 Census of Population and Housing Volume 2: Analytical Report* (Tonga Statistics Department 2019, 19-20)より筆者作成。

表5-3 国外出生者数の比較

調査時居住地域	国外出生者数 (2016年調査時)	国外出生者数 (2011年調査時)
トンガタブ	3,308	3,975
ババウ	303	437
ハアパイ	122	102
エウア	60	121
ニウアス	5	12
合計	3,798	4,647

(出所) *Tonga 2016 Census of Population and Housing Volume 2: Analytical Report* (Tonga Statistics Department 2019, 20)および*Tonga 2011 Census of Population and Housing Volume 2: Analytical Report* (Tonga Statistics Department 2014, 27)より筆者作成。

まトンガにいる割合は30%程度ということになる。

表5-3は、トンガ国外で出生した者の人数である。人口比でその約4%に当たる3798人が国外出生者であることが示されている。2011年の人口センサスの同項目では4647人となっていることから、ここでもこの5年間では国外出生者である「移民」の受け入れ数よりも出国した数が超過していることがわかる。これは、人口統計から算出される人口変動率、出生率、死亡率を用いて計算される純移動率からも裏づけられる。まず、人口変動率は、下記の式で成り立つため、

$$\text{人口変動率} = \text{出生率} - \text{死亡率} + \text{純移動率}$$

純移動率を求める式は、下記のとおりとなる。

$$\text{純移動率} = \text{人口変動率} - \text{出生率} + \text{死亡率}$$

2011年と2016年の統計から、この3つの数値は、人口変動率が-0.51%、出生率が2.4%、死亡率が0.58%であるので、純移動率は-2.33%と計算される。これを2016年の総人口10万651人に当てはめると、年間約2300人が国外に流出していることになる。

視点を変えて、トンガ国内にどのような背景の移民が居住しているのかを知る手がかりとして、エスニック・グループの内訳をみていきたい(表5-4)。人口センサスでは、大半を占めるトンガ人およびトンガ系に加えてヨーロッパ系、フィジー人、インド系フィジー人、中国人、その他太平洋島嶼国系、その他アジア系という項目で情報収集が行われている。「ヨーロッパ系」は地理的な意味合いでのヨーロッパではなく、トンガで「パラング」(*Palangi*)と呼ばれるいわゆる「白人」を指す。したがって、ここにはイギリスやイタリアといった文字どおりヨーロッパ地域を背景とする人びとに加えて、オーストラリアやニュージーランドから来たオセアニア地域の「白人」や、アメリカ合衆国本土からの「白人」も含まれる。トンガと、経済的にも政治的にも強いつながりをもつオーストラリアおよびニュージーランドは、イギリス連邦加盟国間の大使館に相当する高等弁務官事務所をトンガに設置しているため外交官も常駐しているし、支援や人的交流の一

表5-4 トンガにおける民族の人口分布

居住地域	地域合計	Tongan	Part-Tongan	European	Fijian	Indo-Fijian
トンガタブ	74,611	72,057	666	150	285	109
ババウ	13,738	13,448	92	74	17	3
ハアパイ	6,125	6,028	25	22	2	1
エウア	4,945	4,903	8	5	2	2
ニウアス	1,232	1,226	2	0	0	2
項目合計	100,651	97,662	793	251	306	117

(続き)

居住地域	Chinese	Other Pacific	Other Asia	Not elsewhere	Other	Not Stated
トンガタブ	670	168	176	53	251	26
ババウ	28	24	10	15	27	0
ハアパイ	23	4	1	1	18	0
エウア	9	4	5	1	6	0
ニウアス	1	1	0	0	0	0
項目合計	731	201	192	70	302	26

(出所) *Tonga 2016 Census of Population and Housing Volume 1: Basic Tables and Administrative Report Second Edition* (Tonga Statistics Department 2018, 41)より筆者作成。

環として教育現場へのボランティア派遣も実施されているため、国内でのプレゼンスはむしろヨーロッパ地域からきた人びとよりも高い。ボランティアという点では、アメリカ合衆国政府のボランティア派遣プロジェクトであるピース・コープもトンガ国内でよく知られていて、一般層には日本のJICAボランティアも含め海外から派遣されるボランティアはすべて「ピース・コープ」の名で認知が広がっているほどで、ボランティアを指す一般名詞として使用される場面に出くわすことも少なくない。一方で、トンガ社会においてはその「白人」がどこから来たかという詳細はさほど重要視されず、前述したように「パラング」という大きな括りで認識されている。調査項目としてヨーロッパ系という括りが採用されているのも、合計でも251人という人数の少なさもあるが、そうしたことの表れだと推察される。そのなかでも、居住地域の分布でババウに74人と比較的多い割合の居住者がいることは特徴的である。ババウは観光の目玉としてホエールスイ

ミングが盛んであり、加えてヨットハーバーも整えられており、パラングの観光客が多く訪れる地域である。そのため、そうした観光客をターゲットとしたビジネスを営む現地在住のパラングが少なからずいることが、ババウに「ヨーロッパ系」が多い要因となっている。

フィジーについては、同じ国を背景としているにもかかわらず、フィジー人(306人)とインド系フィジー人(117人)は別項目として設けられている。インドの流れをくむ人びとを区別するということから、国籍としてのフィジーよりも、純粋な「太平洋島嶼民」であるかどうかが重要視されていることがうかがえる。その他の太平洋島嶼国が一括りにされているのは、フィジーに比してそれぞれの人数が少ないからであろう。フィジーはトンガの王族に首長のタイトルを与えるなど歴史的にもトンガとのつながりが深い(Spurway 2015)。また、トンガから発着する数少ない国際線の就航地であり、経済規模としてもこの地域で最も大きく、国際機関の太平洋地域拠点やトンガを兼轄する大使館などもあることから、頻りに往来が行われている。トンガ国内においてもインド系フィジー人によるビジネスが成功しており、首都ヌクアロファ近郊ではインド系の名前を冠しフィジーからの商材を売る雑貨店や、インド系レストランが客を集めている。インド系フィジー人の居住がトンガタブに集中しているのも、こうしたビジネスに関連している。

統計のなかで数値として突出しているのは、中国人の731人である。長年トンガでビジネスを営む中国系移民によれば、実際にはもっとその数は多いだろうという。数値に表れてこない理由としては、すでに中国以外の国籍を取得していたり、居住形態によって調査の網の目をすり抜けてしまっていたりすることも考えられる。たとえば、ある雑貨店を運営する中国人がトンガ人大家の敷地内の店舗兼住居で生活している場合、調査票はトンガ人大家のもとに配布されるので、その敷地内の中国人の情報が反映されない可能性がある。また、どのような条件で「移民」を定義するかにもよるが、トンガ人にとっての季節労働のように限定された期間のみトンガで働くといった場合には、実際に国内にいる中国人はさらに多いにもかかわらず、統計には数字が表れてこないことがある。中国人の居住地域分布がトンガタブ島に集中していることは、インド系フィジー人と同じくビジネスの影響によるところが大きい。トンガタブには全国民の約75

%が居住しているため国内市場が最も大きく、また海運による輸入品はまずこの島に到着するので、モノも仕入れやすく売りやすいという条件が整っている。しかし、中国人による雑貨店ビジネスはババウやハアパイでも行われるようになってきており、そうしたビジネス関係者が人口統計に表れはじめています。これまで唯一中国人雑貨店がなかったニウアスにも、とうとう出店があったとのことなので、この統計上の1人がその店主ということになる。

ここまで、統計資料からトンガの移民の受け入れ状況を外観してきた。全人口の98%はトンガ人もしくはトンガ系で、その他の民族的な背景をもつ人びとはわずか2%に満たない。そのなかでも、実際の人数は完全には把握できていないものの、数値に表れているだけでも中国人の占める割合が半数を占めていることから、トンガにおける代表的な移民は中国系の人びとであるといえる。

1-3. 移民に関する法律

トンガの移民の受け入れは、移民法 (Government of Tonga 2020a) のもと、「入国管理規則」(Government of Tonga 2016a) に従って行われている。

移民法第3条では、入国の許可条件として、有効なビザの所持、財政状況証明、健康であることを求めている。また、法廷闘争中、服役といった履歴がある者や議会で入国拒否が決定された者などは入国することができないと定めている。

法規定に違反し国外退去の妥当性が認められる者は、警察官に代わって入国管理官によって逮捕され、出国まで最長14日間勾留される。国外退去となった場合は、移民局長の書面での許可なしで入国または居住することはできない (移民法第6条第25項)。

トンガ国内でビジネスをする予定で入国する場合には、通常の手続き書類に加えて、過去5年にわたって申請者のビジネスや私生活を知る身元照会人2人の連絡先や、トンガ在住者とビジネスをする場合にはパートナー同意証明の写し、被雇用者の場合は雇用契約書の写しの提出に加え、上限1000パアングの保証金を支払う必要がある (入国管理規則第2項)。ビザの費用は申請者がトンガ国内にいる場合とそうでない場合で大きく異なり、申請者がトンガ国内にいる場合、訪問者ビザから被雇用者ビザへの変更費用は5000パアング、ビジネスビザは7500パアングだが、申請者が国外にいる場合には被雇用者ビザが200パアングで、ビジ

ネスビザが300パアンガと、それぞれ25倍の差がある（入国管理規則第11項別紙）。

移民法第7条第38項で定めるように、入国管理に関しては首相および議会の決定が最も力をもっており、入国申請のすべてを無効にすることも、本来入国拒否されるはずの者の入国も可能となる。

旅券法第3条第24項で定めるとおり、トンガのパスポートは、2つの条件下において外国籍を保持していても申請が可能である。1つはトンガ国内の土地をリースまたはサブリースによって借り受け、それが国土法に基づいて正式に登録されている場合で、もう1つはトンガの各種発展のために寄付をした者である。この両者は「保護指定人物」とされ、希望すればパスポートの発給を受けることができる。ただし、寄付額は議会によって決定される。また、重要な点としては、パスポートは国籍または市民権を与えるものではないということである（Government of Tonga 2020b）。

一般的に国籍の取得の方法には、出生による取得と帰化による取得の2種類があり、さらに出生による国籍の取得には、生まれた土地の国籍が与えられる「出生地主義」(出生主義)と、親の国籍を継承する「血統主義」がある。トンガでは血統主義が採用されているため、両親のいずれかがトンガ国籍を有している場合は、その子どもはトンガ国籍を取得することができる。より厳密には、国籍法上では、①トンガ生まれで両親がトンガ人、②海外生まれで父か母がトンガ人、③トンガ人と婚姻関係にある非トンガ人でトンガ国籍を望む者、④帰化した者がトンガ人として定義されている（国籍法第1条第2項）³⁾。血筋としてトンガ人に縁のない移民が国籍を得ようとする場合、③または④に該当する必要がある。帰化申請をする場合の条件としては、①5年以上のトンガ滞在、②人柄のよさ、③十分

3) トンガでは重国籍が認められているため、トンガ在住者がアメリカ合衆国などの出生地主義を採用している国に一時的に移住して出産をすることがある。2016年のアメリカ合衆国の人口センサスでは、6万4045人のトンガ移民が居住していると報告されており（United States Census Bureau 2018）、ハワイやユタ州ではコミュニティが形成されていることも知られている。こうしたすでに移民として居住する親族などを頼って渡航することで、そこを拠点としてサポートを受けながら出産に臨むことができ、出産の暁には子どもにアメリカ国籍を取得させることが可能となる。その他の主要な移民先である、ニュージーランドやオーストラリアは血統主義を採用しているので、子どもに国籍を取得させるには両親のいずれかがその国籍または永住権をもっている必要があるが、両国ともに移民を多く受け入れており、両親がトンガからの移民第1世代であってもすでに国籍か永住権を取得していることも多い。そうした場合には、出生後に両国で申請をすることで、子どもはニュージーランドないしオーストラリア国籍とトンガ国籍の両方を得ることができる。

なトンガ語の知識、④帰化が認められた後にトンガに居住する、といったことが求められる。国籍については国王が絶対的な権限を有しており、申請後に帰化が認められるかどうかは国王の判断による（国籍法第2条第8項）。パスポート発給の特例とされる「保護指定人物」は帰化申請も可能となっている（国籍法第2条第8B項）。帰化と一般的な出生によって国籍を得た場合の権利の違いは、帰化した者には通常16歳以上のすべてのトンガ人男性に割り当てられることになっている土地の権利が与えられない点である（国籍法第2条第9項）。いったん帰化が認められても、虚偽申請の発覚や治安の妨害といったことに加えて、国王または王妃への誹謗中傷をした場合には帰化は取消しとなる（国籍法第2条第12項第2号）。帰化申請の管轄は外務省であり、必要書類の提出後には、外務大臣または代理の事務官との面接が実施される（帰化規則第6項）。面接を経て、国王の承認を受け、証明書が発給されても、トンガへの忠誠を誓う宣誓書への署名が行われるまでは発効しない（帰化規則第8項）。帰化申請には、300パアングの申請費と50パアングの言語テスト費を支払う必要がある（帰化規則第3項別紙7）（Government of Tonga 2016b; 2016c）。

もう1つ、移民、とくに中国系移民にとって影響の大きい法律として、ビジネスライセンスに関わる法規制を挙げる。基本的には業種ごとの基準に則った形で書類を提出すれば問題ないのだが、2010年の改正案において、雑貨店ビジネスの申請だけはトンガ国籍をもつ者のみに制限された（ビジネスライセンス規則〔2010改正案〕第10項）（Government of Tonga 2010）。こうした規制があるにもかかわらず、雑貨店ビジネス市場における中国系移民の存在感は日に日に増しているが、なぜ彼らがそのビジネスを営むことができるのかというと、本人がすでに帰化しているか、もしくはトンガ人のビジネスパートナーに雇用される形式をとっているからである。都市部で比較的大きな店舗を経営し、手広くビジネスを展開する中国系移民はすでに国籍を取得しているケースが多く、一方で村落の小さな店舗を運営する中国系移民はビジネスパートナーを有していることが多い。このビジネスパートナーは海外在住で、実質的には経営には参加せず名前を貸しているだけの場合もある。帰化をしても移民には土地の割り当てはなくビジネスをする場所を確保する必要があるため、トンガ人経営者が廃業した店舗があると、中国系移民から居抜きでリースをしたいという話がたびたび持ち込まれるという。

中国系移民は法律によって規制を受けながらも、巧みにそれを乗り越えてビジネスを展開している。

以上の法規制に則り、30日間以上トンガに滞在する意思のある中国系移民の法的なステイタスは、①すでに帰化をしているか、②事業者または被雇用者として労働ビザを取得しているかのどちらかとなっている⁴⁾。

2 中国とトンガ

2-1. 二国間関係史

本項では中国とトンガの二国間関係の変遷について外観していく。

「台湾は中国の一部である」とする中国による「一つの中国」政策をめぐることは、中国と台湾の両国の認識は異なる。それを象徴するのが、太平洋島嶼国を舞台とした中国と台湾の陣取りゲームのような外交関係締結の状況である。オーストラリア、ニュージーランド、メラネシア各国、ポリネシア各国、ミクロネシア各国の計15カ国・2地域で構成される太平洋諸島フォーラム⁵⁾のうち、2022年末時点で台湾と国交・外交関係を結んでいるのはツバル、ナウル、マーシャル諸島、パラオの4カ国で、残りは中国となっている。2019年まではソロモン諸島、キリバスの2カ国も台湾との国交があったが、中国からの圧力によって断交している。中国の影響力の増大によって台湾と断交するという近年の世界的な傾向は、この太平洋島嶼地域でも確認できる。そのような状況下ではあるが、ナウルは2002年に一度台湾と断交し中国との外交関係を築いた後、再び2005年に台湾との関係に戻している。これには中国と台湾の島嶼国地域への援助合戦を視野に入れ、より多くの援助を引き出すための駆け引きという側面もあるだろう。中国による島嶼国地域への援助は急増しており、2006～2014年の累計援助額では首位のオーストラリアに次ぐ規模で、日本やアメリカ合衆国を大きく上回っている（藤森 2020）。こうした中国の勢いを考慮して、1998年に台湾から中国に外交関係

4) 2016年、トンガと中国間でビザの免除合意が締結され、30日間以内の滞在はビザが不要となった。

5) ミクロネシア各国のうち、キリバスは2022年7月に脱退し、マーシャル諸島は2022年3月に脱退したが、同年10月に再加盟した。

を変更したのがトンガである。

トンガは、イギリスの保護領から完全に独立する前年に当たる1972年以降、台湾と国交を結びトンガ国内に唯一の大使館をおく外交団として長年良好な関係を維持してきた。しかし、時の国王タウファアハウ・トゥポウ四世 (King Taufa'ahau Tupou IV) は中国との外交関係の樹立を推し進めた。その経緯は現地の主要メディアの1つであるマタンギ・トンガ・オンラインに詳報されている (Fonua 1998)。トゥポウ四世が台湾から中国へ国交を変更することを決断した理由は、公式にはトンガが国際連合に加盟するための足掛かりとして中国との関係構築が必要であることと、トンガ人宣教師による中国でのキリスト教の布教活動の機会創出のためという2つであると発表されている。息子であり当時外務大臣を務めていたトゥポウトア皇太子 (Crown Prince Tupouto'a) (のちの国王トゥポウ五世) らの反対を押し切って進められたこの中国をめぐる動きは、国王の命を受けた娘のサローテ・マフィレオ・ピロレブ・トゥイタ王女 (Princess Salote Mafile'o Pilolevu Tuita) が中心となって準備が行われた。ピロレブ王女は否定しているが、彼女が代表を務める香港を拠点とする企業の事業拡大もこの転換劇の1つの要因だったのではないかといわれている (Langa'oi 2010, 167)。また、後にアキリシ・ポヒヴァ ('Akilisi Pohiva) 政権の官房長官を務めたパレニティナ・ランガオイ (Palenitina Langa'oi) は、表向きの公式発表で言及されたことのほかに、トンガが中国に乗り換える要因になったのは、中国の援助の仕方もあると指摘する。オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ合衆国といった国からの援助は、使用用途や厳しい資金管理といったさまざまな条件が付けられることが一般的だが、何の条件も付けられていない大規模な援助を申し出る中国の存在は、トンガ政府にとって非常に魅力的だったのである (Langa'oi 2010, 167-170)。

こうした背景のなか、最後まで台湾との国交維持を主張していた外務大臣のトゥポウトア皇太子の辞任劇など国内の政治に大きな影響を与えたが、トゥポウ四世と当時の江沢民国家主席とのやりとりを経て、国交樹立の準備は着々と進められた。1998年10月26日、兄であるトゥポウトア皇太子から外務大臣職を引き継いだウルカララ・ラバカ・アタ王子 (Prince 'Ulukalala Lavaka Ata) (後の現国王トゥポウ六世) は国交樹立の最終調整のために訪中し、「トンガ王国は中華人民共

和国が中国全土を代表する法的な唯一の政府であり、台湾は不可分な中国領土の一部であると認める」とする共同声明に署名した。その翌週の11月2日には、トンガの王宮広場で、中国の楊潔篪外務副大臣率いる代表団が出席するなか、ウルカララ・ラバカ・アタ王子は「東方注目政策」(Look East Policy) を掲げるとともに、中国との国交樹立を正式に発表した (Fonua 2015)。同日早朝には、新築の台湾大使館からは国旗が下げられ、看板も取り外された。この大使館は、トゥポウトア皇太子から台湾政府が土地を借り受け、新たに建設されたものだったが、わずか1年たらずで退去することとなってしまった (Fonua 1998)。その後、この建物は中国政府が大使館として借り受け、現在でも増改築を繰り返しながら使用されている。

国交樹立後、トンガ政府は北京に総領事館を設立し、ピロレブ王女の娘であるサーロテ・ルペパウウ・トゥイタ (Salote Lupepau'u Tuita) が総領事についていたが、2005年には大使館が設立され、初代大使にはエメリネ・トゥイタ (Emeline Tuita) が任命された。2021年時点では、2014年までトンガ王国軍を率いていた元軍人のタウアイカ・ウタアトゥ准将 (Brigadier General Tau'aika 'Uta'atu) が4代目の駐中トンガ大使を務めている。

外交面では、両国の政府高官や政治家の往来は頻繁に行われており、2014年には中国の王家瑞副国家主席もトンガを訪問している。2012年に外交官および政府関係者に対し、2016年には一般人の短期滞在者に対してもビザ免除プログラムが適応されたことで、民間のレベルでも両国の往来が促進されている。2005年にはすでにトンガを中国人の旅行可能国の1つとして認める了解覚書が両国間で交わされていたが、このビザ免除プログラムによって、さらに観光客の増加が見込める体制が整った。実際に、2016年には中国の大型客船がトンガに寄港し約2000人の中国人観光客が訪れたほか、新型コロナウイルスによる国境閉鎖前までは、中国の旅行代理店がトンガ国内にスタッフを常駐させて個人向けの観光ツアーを提供するビジネスも盛況であった。また、中国政府の奨学金によるトンガからの留学生も継続的に受け入れられている。一方で、長期滞在を前提とした移民の受け入れについては政府間での取り決めはなく、両国の一般的な法規制に則っている。

国交樹立25年目を目前に控え、トンガ国内における中国の存在感は経済面、社会面において依然として大きい。中国に、港を99年契約でリースしたスリラ

ンカの例は世界に驚きをもって伝えられているが、中国から1億米ドルを越す多額の借款があり、返済のめどが立たずに何度も返済開始を申し入れているトンガに対する中国の動向は、トンガ国内だけにとどまらず、世界から注目を集めている。

2-2. トンガ国内における中国系移民に対するイメージ

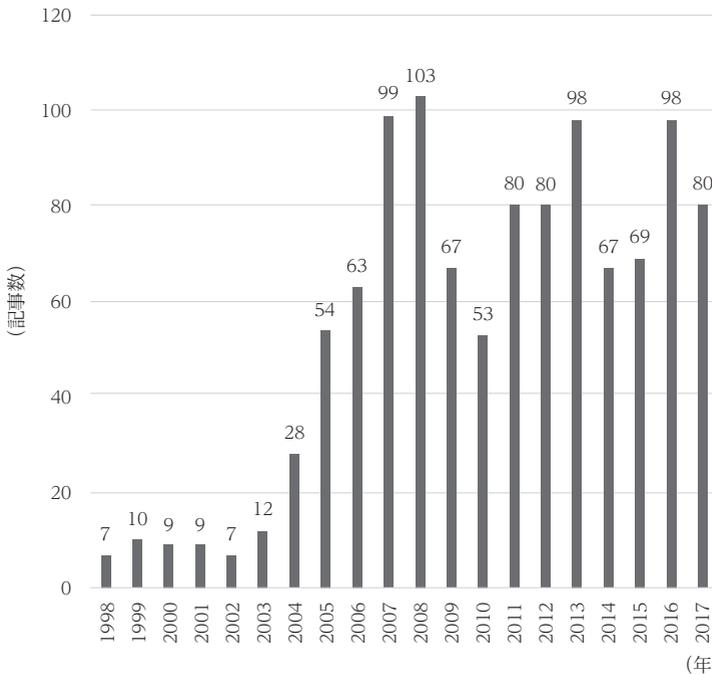
それでは、トンガ国内では中国という国、さらには中国系移民に対してどのような眼差しが向けられてきたのだろうか。まず、トンガ国内メディア⁶⁾のなかでも、インターネットニュースサイトであるマタンギ・トンガ・オンラインにおける中国に関する報道をまとめた別稿(北原 2017)を引用しながら、こういった事柄が注目されてきたのかを確認したい。

トンガ国内に拠点をおく、トンガの情報を発信するインターネットニュースサイト運営会社は3社ある。そのうちの1社であるマタンギ・トンガ・オンラインは、英語記事がメインとなっているため、国内だけでなく国外在住の外国人にとっても、トンガの最新情報を知ることができる貴重なメディアとして機能している。同メディアは2004年に新聞からオンラインに切り替わっているが、新聞時代の記事もオンラインアーカイブ化しており、トンガが台湾から中国に国交を変える前後の記録も閲覧可能となっている。マタンギ・トンガ・オンラインで中国に関する記事はどれくらい扱われているかを調べると、「China」および「Chinese」を含む記事の総数はデータベース化されている1998～2017年末時点で1093件であった(北原 2017, 44)。この件数は、同期間の全記事数1万2582件の8.7%に当たる。図5-1の記事数の推移をみると2007年から記事数が増えているが、これは2006年に発生した暴動で破壊されたヌクアロファ市街地再建のため、中国か

6) トンガの国内メディアには、テレビ、ラジオ、新聞、インターネットニュースサイトがある。テレビは国外の番組を放映するケーブルテレビもあるが、唯一国内で番組制作を行っているのは、公営放送局のトンガ放送協会(Tonga Broadcasting Commission)だけである。AMラジオは離島でも比較的受信しやすく、また生放送であるため、トンガではタイムリーな国内事情はラジオから得ることが主流となっており、災害時にも重要な情報伝達媒体となっている。民間のFM局も数局開局されており、近年ではインターネットを介して世界にストリーミング配信を行っている局も増えている。中国国際放送局が運営するFM局も放送を行っている。紙媒体メディアは2019年には4紙(Taimi o Tonga, Talaki, Kele'a, Kakalu 'o Tonga)が週刊で発行されていたが、そのうちのTalaki紙は2020年にオンライン媒体に移行している。紙面はどの新聞社もすべてトンガ語で制作されているが、取り扱う内容は政府寄りの論調で政治トピックをおもに扱うものから、スポーツに強いものまで各社のカラーが打ち出されている。

らの借款が決定し、経済的にも政治的にも大きな注目を集めたことによる。図5-2は内容別の記事数をまとめたものであるが（北原 2017, 45）、中国系移民に直接関する項目は「犯罪」カテゴリーの125件で、トンガ国内で中国系移民が被害者、もしくは被疑者となった事件の両方が含まれている。このカテゴリーの記事が最初に掲載されたのは2007年で、トンガ発ニュージーランド行きの貨物船で発見された中国人3人による密航事件であった。1つの事件で最も多くその経過が報じられたのは、中国人女性が本国からトンガに別の中国人女性を騙して連れてきた上に、売春行為をさせていたという事件である（2010～2011年にかけて8件）。その他には、トンガ人貴族も関与した中国人麻薬密輸グループに関する記事、中国人による偽造パスポート使用事件、中国船がライセンスを不携帯で漁をしていた事件などが取り上げられた。2011年以降は、中国人が経営する商店を

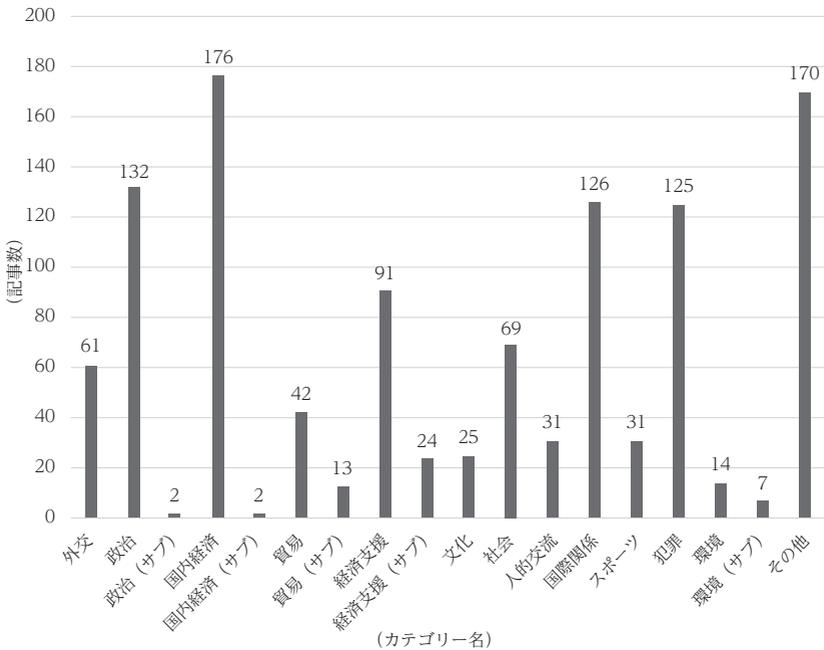
図5-1 マタンギ・トンガ・オンラインで「China」および「Chinese」という単語が含まれる記事数の推移



(出所)「トンガのメディア報道にみるトンガ王国と中国の関係」p.45（北原 2017）。

(注)中国または中国人をメインに取り上げている記事のみをカウント。

図5-2 マタング・トンガ・オンラインで「China」および「Chinese」という単語が含まれる記事数(カテゴリー別, 1998~2017年)



(出所)「トンガのメディア報道にみるトンガ王国と中国の関係」p.45 (北原 2017)。

(注)中国または中国人をメインに取り上げていない記事もサブカテゴリーとしてカウント。

ねらったトンガ人の若者による強盗事件が増加しており、年間に複数件報じられている(北原 2017, 47)。

また、特筆すべきは「国内経済」に関する記事が最多の176件であるということである。このカテゴリーでは、国内のビジネスに関する記事や、中央銀行や国際機関によるトンガ経済に関するレポートなどが含まれている。中国から供与された航空機を、トンガ政府からリースして運行している国内線航空会社に関する記事や、ヌクアロファ市街地復興や埠頭の建設など、トンガ国内に拠点を置く中国企業が実施するプロジェクトの進捗が頻繁に報じられたことも記事の多さにつながっている。ホテルや通信事業、電力事業など中国企業による投資関連記事も、その計画段階から進捗、ときには廃業までがたびたび報じられており、注目度の高さがうかがえる。関連して、国交正常化以降、継続的に実施されている無償資金援助や借款に関する記事が含まれる「経済支援」の項目も91件と、取り

上げられた機会は多い。

こうした報道の傾向を俯瞰してみると、センセーショナルな犯罪、中国系移民や中国政府が関与する事業、大規模な無償資金援助と返済するめどの立たない借款といったものが、国内の中国系移民に対するトンガ人のイメージ形成に寄与しているのではないかという推察ができる。一般的に、中国系移民との個人的な接点をもつトンガ人は稀であるため、報道や噂話といった限られた情報のみから作られるそのイメージは概してよいものではなく、本来イメージアップにつながりそうな無償資金援助ですら、大量に中国本国から労働者を雇い入れてトンガ人の雇用が抑えられている点や、すぐに穴だらけになってしまう舗装道路のような、成果物のクオリティ問題などを根拠にした不満の声は珍しくない。

しかし、この負のイメージは少しずつ変化してきている。中国系移民経営の雑貨店での店員と顧客という関係性だけが、大抵の一般トンガ人と中国系移民の直接的に互いを知る手段であったが、近年ではより親密なコミュニケーションが散見されるようになってきている。長年トンガに滞在する中国系移民が増え、中国人とトンガ人との婚姻、教育機関に通う中国系移民の子女、教会への所属などを通じて、個人的な関係構築の機会が増加している。街のレストランやカフェで食事をする中国系移民の姿も、珍しくなくなった。ただ、一方で完全に負のイメージが払拭されたかというところではなく、いまだにアジア人が街を歩いていれば突然見ず知らずのトンガ人の若者から「おい、中国人！」と絡まれることは日常茶飯事であるし、増え続ける中国系雑貨店に市場を独占される危機感を抱き、それを公言する者もいる。

3 トンガで働く中国系移民

3-1. 中国系移民とビジネス

中国系経営の雑貨店の増加については、トンガのメディアでも取り上げられている。マタンギ・トンガ・オンラインは2017年に行われたアキリシ・ポヒヴァ首相（当時）の記者会見の内容を報じており、そこではトンガ全土にある日本のコンビニエンスストアのような位置づけである「ファレコロア」(*falekoloa*) と

呼ばれる雑貨店の90%は中国系移民によって運営されていると述べられている (Fonua 2017)。同様の言及は、別のニュースサイトでもみられる (Moala 2020)。しかし、2018年に筆者がトンガタブ島で実施した調査では、当時営業中の393店舗のうち中国系の店舗は259店舗と全体の約65%で、とくに中国系移民による新規の出店が目立つヌクアロファ市街地に限っても、その割合は70%程度であった。この調査は大きなサイクロンの被害直後だったこともあり、324店舗が閉店していたが、仮にこれがすべて中国系であったとしても、全体の割合は80%程度にとどまる (表5-5) (北原 2019)。急激な店舗数の増加は、メディア報道も相まって、雑貨店ビジネス市場における中国系移民の存在感を実際の数値以上に高めているが、そうした市場の独占という印象をもっても致し方ない理由もある。雑貨店の品揃えは島内のどこでも似たり寄ったりであるが、それもそのはずで、商品を供給する国内の配達サービスを伴う卸売りはすべて中国系企業が担っている。かつてはトンガ人による企業も存在したが、すべて廃業している。消費者はどこに行っても (それがトンガ人経営の雑貨店であっても) 中国製品または中国系商社が仕入れた商品を目にすることになるため、店舗運営が中国系移民によって行われているかどうかという点だけでなく、こうした商品を通じても中国系移民によるビジネスの拡大が強く印象づけられていると推察される。また、こうした仕入れと流通を押さえることによって、個人輸入の商店では太刀打ちできない大量仕入れによる価格の引き下げに成功しており、配達卸業という面ではすでにトンガの市場は中国系移民がトップランナーとなっている。

中国系店舗の拡大の背景には、トンガの文化が遠因ともなっている。トンガ社会では分け与える、もしくはシェアをすることが美德とされており、これは店舗経営においては障害となることがある。具体的には、冠婚葬祭や教会のイベントなどにおいて金銭・モノ・労働力を提供することが日常的に求められるが、もち

表5-5 トンガタブ島内のファレコロア店舗数

	閉店	トンガ系	中国系	その他	合計
入店型	11	27	78	7	123
窓口型	313	99	181	1	594
合計	324	126	259	8	717

(出所) 「トンガ王国の雑貨店ビジネスにおける中国系商店の現況」 p.28 (北原 2019)。

ろんトンガ人店舗経営者にもそうした貢献が求められるため、ことあるごとに無償で商品を提供するうちに経営が立ち行かなくなってしまう。また、親族やコミュニティ内での人間関係を重視するため、親族や友人によるツケ払いを断ったり、そのツケの返済を催促したりすることは難しく、これが資金状況を悪化させる要因となる。加えて、こうした雑貨店は規模が小さく、家族経営の店舗が大半であるため、各種イベントへの参加や家族の体調など個人的な理由によって営業を休まざるを得ない事態が多発する。店舗を開けるということは家族やコミュニティよりも優先度が低いため、顧客にとっては店舗を訪れると閉店しているということが頻繁に起こる。その点、中国系店舗は、トンガ人コミュニティの暗黙の振る舞いに縛られることがなく、毎朝決められた時間に開店し、夜遅くまで営業している。加えて、資金不足を起こすこともなく、常に商品が仕入れられているため、顧客にとってトンガ人経営の店舗に比べて非常に利便性が高い。

トンガのウェブニュースメディアの編集主幹であるカラフィ・モアラ (Kalafi Moala) は、中国系雑貨店を題材に、トンガ人の中国系移民に対する差別を問題提起している。両親から「あの人たちはこの国にいるべきではない。それに金持ちでズル賢い」という話を聞かされて育った少年は、店番の中国系移民に「おい、中国人 (嘲笑) ……いくら?」と毎日買っている商品の値段を聞いたという。モアラの独自取材によれば、市場の独占といった懸念や差別意識をもちつつも、インタビューしたトンガ人は、中国系店舗の必要なときに必要なものを提供してくれるサービスに満足している、と回答している (Moala 2020)。この記事からもトンガにおける中国人に対する根強い負のイメージが残っていることが伝わる一方で、中国系移民によるビジネスはトンガ社会に深く入り込み、すでに消費生活に絶対に欠かすことのできない存在となっている。

3-2. 多様化する中国系移民の事例

前項で述べたように、トンガ社会における雑貨店ビジネスの存在感はいまだに大きく、中国系移民とトンガ人が最も接する機会の多い場となっている。しかし、その関係性は薄く、店主と顧客、もしくは大家と店子という関係性を超えて親密なコミュニケーションをとり、雑貨店を営む中国系移民がどのような生活を営んでいるのかについて知るトンガ人は稀である。

本項では中国からトンガに移住した中国系移民の4つの事例から、中国系移民の生活やその背景についてみていく。

(1) ヌクアロファ近郊で雑貨店を営むA氏の事例

中国系移民であるA氏は20代後半男性で、首都ヌクアロファから車で15分ほどの距離にあるH村で商店を営んでいる。福建省出身の彼は、インタビュー時の2019年から遡ること5年前にトンガに来てこの商売を始めたが、それに先立ち彼の母は8年前からヌクアロファで同様に雑貨店を経営している。3年前には妹もトンガに来て、彼の店舗を手伝っている。雑貨店経営に携わる中国系移民の大半は、彼の家族のように親族や友人を頼ってトンガにやってくるため、必然的に同郷の福建省出身者が多い。

店舗は、カウンター越しに棚の商品を注文するつくりになっており(写真5-1)、大家であるトンガ人の敷地内に建てられている。店舗は幅7メートルほどで、カ

写真5-1 H村でA氏が経営する商店の外観



(出所) 2018年8月、筆者撮影。

カウンター内は人がやっとすれ違えるほどの奥行きしかない。カウンターの奥に設置された陳列棚には、食料品や洗剤、子どもの玩具までさまざまな商品が並べられ、さながら日本のコンビニエンスストアのような品揃えとなっている。カウンターの裏は倉庫兼住居スペースだが、食べて寝るだけに必要な最低限の空間で非常に狭く、暗い。

この店舗は、プロテスタント系の教会の牧師であるトンガ人の大家から、月額1200パングアの10年契約で借りている。この物件で雑貨店ビジネスを行うのは彼が3代目で、最初は2000年頃に大家自身が立ち上げたものだったが、トンガ人であるがゆえに、冠婚葬祭のたびに親族から商品を寄付することを求められ、毎年損失を出していたため、中国系移民に賃貸物件として貸し出すようになった。2代目の店主は、A氏の「オジ」に当たる人物であった。A氏自身はビジネスライセンスをもつオーナーではなく、アメリカ合衆国在住のトンガ人ビジネスパートナーに雇われる形で労働ビザを取得して働いているが、事実上の運営はすべて彼が行っている。

商品の仕入れは、伝手をたどって紹介を得たインド系フィジー人移民、中国系移民、トンガ人の卸売業者から購入している。よくトンガ社会では、中国系雑貨店は不当に値段を高く設定して儲けているという言説を聞き、彼自身もそのような言いがかりをつけられることに不満を抱いているという。確かに地域によって若干の価格差があるが、それは輸送費の影響によるもので、商品の価格は政府の規定に従って決定されており、政府の役人が定期的にチェックにくるので、不当な価格設定をすることは不可能であるという。

定休日の日曜日以外は毎朝7時に開店し、11時から12時くらいまで営業しており、1日に平均して300～400パングアの売り上げを立てている。家族以外の友人関係はほとんどなく、休日は寝ているだけだという。

(2) 郊外で雑貨店を営むB氏の事例

ヌクアロファから車で40分ほどの郊外で小さな雑貨店を営む中国系移民B氏は、30代の男性で、福建省からトンガに来てすでに12年が経つ。現在の店舗に移るまで、過去に2店舗での経営の経験がある。彼が運営する店舗も前述のA氏と同じくカウンター型の店舗で、大家の敷地内に建てられている。カウンター内のス

ペースはA氏の店舗と同等だが、倉庫兼住居部分は比較的広く作られている。店舗が位置する村落は都市部からも離れており、店舗自体も幹線道路沿いではなく、奥まった場所にあるため、一見の顧客はほとんど来ず、顧客は周辺の住民のみである。

自身はトンガの国籍を得ているが、妻や子どもは中国で暮らしている。友人の紹介でトンガにくることになった彼は、トンガは空気がいいので気に入っている。インタビュー中に訪れる顧客とのやりとりをみても、笑顔で接客をして冗談を言い合うような場面もみられ、良好なコミュニケーションがとられている様子だった。そんな彼も、過去には怖い思いをしているという。ある日、彼が店にいるときに少年にカウンターに嵌められている格子の隙間から手を入れられ、金を盗まれてしまった。彼はそれをみていたが、危害を加えられることを恐れて、そのまま行かせてしまった。こうした近年の治安の悪さには、恐怖を感じることもあると語った。

(3) ヌクアロファで小売業を営むC氏の事例

もうすぐ60歳になろうかという中国系移民男性C氏は、20年以上トンガに滞在し、ヌクアロファの中心部からほど近い場所で卸売と小売業を営んでいる。一般的な雑貨店とは少々趣が異なり、店内には段ボールのままの商品が積み重ねられて倉庫のようであり、実際に郊外の雑貨店が仕入れにやってくることもあるが、近隣住民への小売も行っている。自身の仕入れは別の国内卸売業者から行うとともに、独自にニュージーランドからも輸入している。

広東省出身のC氏は、当時付き合っていた現在の中国人の妻からトンガに遊びにくるように誘われて実際に来てみたところ、忙しない中国とはまったく違う土地の雰囲気惹かれて、就職に有利なエンジニアリングを大学で学んだにもかかわらず、トンガへ移り住むことを決めた。移り住んだ当時は、まだ中国との国交を樹立する前で、中国からの移民は広東省から3家族、福建省から4家族がいる程度だったという。妻の兄弟はすでにトンガで小さなビジネスを営んでいたが、自身は商品の配達をすることで最低限の生活費を稼いでいた。ある時、トンガ人の友人から小売店をすることを勧められて現在の仕事を始め、現在に至っている。家族は全員トンガ国籍を取得しており、20代の長男を筆頭に3男1女の子もた

ちも手を離れつつあるが、自身はまだ忙しく仕事をしているという。

私生活では、中国人の友人よりもトンガ人の友人の方が多く、国内唯一のゴルフ場で行われるゴルフコンペなどにも参加している。このゴルフコンペは、トンガ国内の政財界のトップや外交団のメンバーも多く参加していて、トンガ社会で有効なコネクション作りの場ともなっている。彼はかつて、Church of the Rockという教派のキリスト教信者であったが、近年は多忙で教会には行かなくなったという。

(4) ヌクアロファで電気機器修理業を営むD氏の事例

広東省、福建省以外からも中国系移民は、やってきている。D氏は浙江省出身の30代男性で、義理の母がトンガにいた経験があり国に馴染みはあったが、広東省出身の友人の誘いで2015年にトンガに移り住むことにした。移住前は、親族が営む工場で5年間ほど働いていたが、トンガに来てからは自分の事業として、ヌクアロファでスマートフォンやPCといったIT機器の修理サービスの提供を始めた。ビジネスはうまくいっており、現在新しい店舗を準備中である。コミュニケーションは英語でとることができるが、これはトンガに来てから学んだという。

他に北京などからもやってきている英語が使える高学歴人材もいるが、そうした移民は政府事業の通訳や中国系移民が経営する旅行代理店の現地ガイドとして雇われている。

以上の事例から垣間みえる中国系移民の姿は多様である。古くからトンガに来て定住し、国籍を取得してトンガ社会に根を下ろす者がいる一方、トンガに來訪してまだ日の浅い者も少なくない。トンガに移住したきっかけは、先にトンガに住む中国人の友人・親族の誘いが多いように見えるものの、その生活は中国人だけで完結しているわけではない。トンガ人の店主や商人との関係を深めるだけでなく、学校や教会などを通じて、トンガ人の友人関係を築く者も出ているのである。

おわりに——トンガにおける中国系移民の今後——

本章では、トンガ王国と移民について、とくに移民の受入国としての側面を、太平洋島嶼地域だけでなく世界中⁷⁾で増加し、その影響に注目が集まる中国系移民に焦点を当てて概観してきた。

トンガと中国の外交関係は樹立から25年を迎えようとしており、両国の関係はいっそう深まっている。そのなかには明るい話題ばかりではなく、返済のめどが立たない借款といった大きな問題も孕んでいる。

トンガにおける中国系移民は早いスピードで増加しており、そうした傾向はトンガ社会で実際の数値よりも過剰なイメージを醸成している。加えて、中国人に対する差別意識や言動も根強く残っており、被害に遭う中国系移民も少なくない。中国系移民にとってトンガはのんびりとした魅力的な土地で、ビジネスも非常にしやすいと認識されており、かつては雑貨店と中華料理店といった、自身で立ち上げた移住先の人びとをターゲットとした小規模ビジネスが目立ったが、移民の増加に伴い、旅行代理店や建設業といった、中国本土からの顧客や労働力を視野に入れた大規模な企業組織でのビジネスなど、現在ではさまざまな形で働く姿がみられるようになってきている。

トンガ国籍を取得し、生涯の拠点をトンガに移す者たちがいる一方で、数年間の出稼ぎとして短期滞在を前提に移住してくる者もある。滞在期間の多様性だけでなく、親族や友人を頼って移住してくるさまは、奇しくもトンガ人が移民として国外へ出ていく際の流れと同様であり、トンガはトンガ人を送り出す外向きの連鎖的な移住と、中国系移民を迎え入れる内向きのそのの舞台となっている。

トンガ国内での中国系移民の生活は、家や店舗内から出てこず、地域コミュニティとも隔絶していた過去の状況から変化しつつあり、婚姻関係を結びトンガ社会に深く入りこんでいる者や、第2世代の子息が通う学校の活動などを通じての交流も生まれつつある。トンガ人との友人関係をもつことも珍しくなくなり、今

7) 新たな中国系移民たちは日本の池袋、パリのベルヴィルといったこれまでの中国系移民街とは異なる地域に新たに移民街を形成したり、ハンガリー、ルーマニア、ポーランドなどの東ヨーロッパやドバイのような中東地域にも大規模な商業の中心地を形成したりしている (Yamashita 2013)。

後はよりいっそうトンガ社会における中国系移民の存在は当たり前のものになっていくと推察される。しかし、中国系移民に対する差別や負のイメージの問題は社会問題として重要視されているとはいえ、さらなる相互理解が求められる状況にある。

本章ではトンガにおける中国系移民について、法律や二国間関係といった背景を概観しつつ、メディアでの扱われ方や具体的な生活の個別事例から、いまだに残る中国系移民に対する負のイメージや生活の様相を明らかにした。今後の課題として、中華街といった集住地域のないなかでの、中国系移民の現地ネットワークおよび母国とのネットワークが構築されているのかといった点を中心に、マクロレベルでのトンガ・中国関係と、ミクロレベルでの村落等での中国系移民の生活の変化の両面から、その動向を注視していきたい。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 北原卓也 2017. 「トンガのメディア報道にみるトンガ王国と中国の関係」『早稲田大学文学学術院文化人類学年報』12: 41-50.
- 2019. 「トンガ王国の雑貨店ビジネスにおける中国系商店の現況」『早稲田大学文学学術院文化人類学年報』14: 23-35.
- 葉室和親・青柳真智子・北原卓也 2016. 「第二次世界大戦前のトンガにおける日本人の足跡」『太平洋諸島研究』(4) 7月: 63-96, 太平洋諸島学会.
- 藤森浩樹 2020. 「太平洋島嶼国への中国の影響力拡大と今後」『創設50周年を迎えたASEANの課題と展望』アジア研究シリーズ101: 35-64.
- ユニセフ(国連児童基金) 2020. 『世界子供白書2019』公益財団法人日本ユニセフ協会.

〈英語文献〉

- Bertram, I. G. and Watters, R. F. 1985. "The MIRAB Economy in South Pacific Microstates." *Pacific Viewpoint* 26(3) October: 497-519.
- Fonua, Pesi 1998. "China Switch Brings Tonga Closer to UN Dream." *Matangi Tonga Online* (<http://matangitonga.to/1998/12/20/china-switch-brings-tonga-closer-un-dream> 最終アクセス日: 2019年4月10日).
- 2015. "China and the Pacific: the View from Tonga" *Matangi Tonga Online* (<https://matangitonga.to/2015/03/02/china-and-pacific-view-tonga> 最終アクセス日: 2022年1月20日).
- 2017. "'Chinese Will Take over the Country' PM Pohiva Proclaims, While Digging Canals at

- Popua.” *Matangi Tonga Online* (<https://matangitonga.to/2017/05/12/chinese-will-take-over-country-pm-pohiva-proclaims-while-digging-canals-popua> 最終アクセス日: 2022年1月20日).
- Government of Tonga 2010. “Business Licences (Amendment) Regulations 2010.”
- 2016a. “Immigration Regulations 2016 Revised Edition.”
- 2016b. “Nationality Act 2016 Revised Edition.”
- 2016c. “Naturalization Regulations 2016 Revised Edition.”
- 2020a. “Immigration Act 2020 Revised Edition.”
- 2020b. “Passport Act 2020 Revised Edition.”
- 2020c. *Budget Statement 2020-2021*.
- Langa’oi, Palenitina 2010. “China’s Diplomatic Relations with the Kingdom of Tonga.” In *China in Oceania: Reshaping the Pacific?*, edited by Terence Wesley-Smith and Edgar A. Porter, 164-178, New York: Berghahn Books.
- Moala, Kalafi 2020. “Chinese Impact on the Ground in Tonga: Part II.” Fangongo (<https://fangongomediawatch.com/local/chinese-impact-on-the-ground-in-tonga-part-ii/> 最終アクセス日: 2022年1月20日).
- New Zealand Immigration 2021a. “Recognised Seasonal Employer (RSE) Scheme Research.” (<https://www.immigration.govt.nz/about-us/research-and-statistics/research-reports/recognised-seasonal-employer-rse-scheme> 最終アクセス日: 2021年12月11日).
- 2021b. “Recognised Seasonal Employers (RSE) Arrivals.” (<https://www.immigration.govt.nz/documents/statistics/statistics-rse-arrivals.pdf> 最終アクセス日: 2021年12月11日).
- Small, Cathy A. and David L. Dixon 2004. “Tonga: Migration and the Homeland” Migration Policy Institute (<https://www.migrationpolicy.org/article/tonga-migration-and-homeland> 最終アクセス日: 2021年12月11日).
- Spurway, John 2015. *Ma’afu, Prince of Tonga, Chief of Fiji: The Life and Times of Fiji’s First Tui Lau*. ANU Press.
- Stats NZ 2018. Tongan Ethnic Group (<https://www.stats.govt.nz/tools/2018-census-ethnic-group-summaries/tongan> 最終アクセス日: 2021年12月11日).
- Taufatofua, Pita 2011. “TCP/TON/3302: Migration, Remittance and Development Tonga” Food and Agriculture Organization of the United Nations.
- Tonga Statistics Department, Government of Tonga 2014. *Tonga 2011 Census of Population and Housing Volume 2: Analytical Report*.
- 2018. *Tonga 2016 Census of Population and Housing Volume 1: Basic Tables and Administrative Report* Second Edition.
- 2019. *Tonga 2016 Census of Population and Housing Volume 2: Analytical Report*.
- United States Census Bureau 2018. Asian and Pacific Islander Population in the United States (<https://www.census.gov/library/visualizations/2018/comm/api.html> 最終アクセス日: 2021年12月11日).
- World Bank [a]. “GDP (current US\$) – Tonga” (<https://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.MKTP.CD?locations=TO> 最終アクセス日: 2021年12月11日).

- [b]. “Death rate, crude (per 1,000 people) – Tonga” (<https://data.worldbank.org/indicator/SP.DYN.CDRT.IN?locations=TO> 最終アクセス日: 2021年12月11日).
- Yamashita, Kiyomi 2013. “A Comparative Study of Chinatowns around the World: Focusing on the Increase in New Chinese Immigrants and Formation of New Chinatowns”. *Japanese Journal of Human Geography* 65(6): 67-84.

©IDE-JETRO 2023

本書は「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示-改変禁止4.0国際」の下で提供されています。
<https://creativecommons.org/licenses/by-nd/4.0/deed.ja>

